

伊達市告示第54号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊 谷 秀 吉

1 振動規制法に基づく規制地域の指定

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、次の図のとおり指定する。

「次の図」は、省略し、伊達市経済環境部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。